

## 「女性の就業に向けた漁業の魅力発信動画作成業務」企画提案募集に係る質問への回答

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	資料2 業務仕様書	1	2 業務内容(仕様) (2) 動画制作 ア 動画配信のターゲット	若年層への効果的な訴求のために、年齢層（高校生・大学生・若手社会人など）の絞り込みや、映像の演出スタイル（ドキュメンタリー調・Vlog風など）について、県として希望する方向性があれば教えてください。	年齢層は10～30代を主なターゲットとし、絞り込みは想定していません。演出スタイルについては、業務仕様書に記載している内容以外に定めはありませんので、漁業への就業意識の喚起に繋がるような提案をお願いします。
2	資料2 業務仕様書	1	2 業務内容(仕様) (2) 動画制作 イ 内容	出演する女性漁業者の選定基準について教えてください。また、多様な働き方や価値観をどう描き、視聴者の共感を得る演出について、県としてのイメージがあれば教えてください。	本県にUIターンをした方やいわて水産アカデミーの卒業生など、漁業の現場で活躍している女性に出演を依頼する予定です。演出については、業務仕様書に記載している内容以外に定めはありませんので、漁業への就業意識の喚起に繋がるような提案をお願いします。
3	資料2 業務仕様書	1	2 業務内容(仕様) (2) 動画制作 イ 内容	協働する大学生には、どのような役割（企画、フィードバック、SNS発信など）が期待されていますか？また、動画制作への関与の仕方や連携体制について、詳細があれば教えてください。	大学生には、女性漁業者へのインタビュー役として、若年層の視点から漁業の魅力発信に繋がる質問などをしていただくことを想定しています。そのほか、若年層の視点を取り入れた情報発信に繋がる効果的な役割等に関する提案があれば、これを妨げるものではありません。
4	資料2 業務仕様書	1	2 業務内容(仕様) (2) 動画制作 イ 内容	アンコンシャス・バイアスの解消に向けて、動画で期待される表現や、避けるべき表現があれば教えてください。	業務仕様書に記載している内容以外に定めはありませんので、表現については、魅力ある職業として、漁業への就業意識の喚起に繋がるような提案をお願いします。
5	資料2 業務仕様書	1	2 業務内容(仕様) (2) 動画制作 イ 内容	「大学生との協働」とあるが、「協働」とは具体的にどのような意味合いか？(大学生の動画内における役割は具体的にどのような役割を想定しているか)	大学生には、女性漁業者へのインタビュー役となっていただくことなどを想定しています。

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
6	資料2 業務仕様書	1	2 業務内容(仕様) (2) 動画制作 イ 内容	「県が別途調整する大学生」について、動画1本あたりに出演する大学生は1名想定か、それとも複数名想定か	出演する大学生は、動画1本あたり、2名程度を想定しています。なお、人数の確定は、提案の内容も踏まえつつ、本業務の契約後に県と受託者の協議によることを想定しています。
7	資料2 業務仕様書	1	2 業務内容(仕様) (2) 動画制作 イ 内容	「県が別途調整する大学生」について、動画6本とも同じ学生の出演を想定しているか、またはそれぞれ異なる学生を想定しているか	動画ごとに、それぞれ異なる学生の出演を想定しています。なお、出演者の確定は、提案の内容も踏まえつつ、本業務の契約後に県と受託者の協議によることを想定しています。
8	資料2 業務仕様書	1	2 業務内容(仕様) (2) 動画制作 イ 内容	動画に出演する想定的女性漁業者への取材・撮影に際し、出演する大学生の移動はどのように想定しているか？  ※現場まで公共交通機関等を利用して移動してもらうことを想定しているか、それ以外の移動方法を想定しているか	出演する大学生の移動は、公共交通機関等の利用を想定しています。ただし、最寄り駅から撮影現場まで公共交通機関等による移動が難しい場合や撮影開始時間によっては、別途移動手段の確保が必要になると考えます。
9	資料2 業務仕様書	2	2 業務内容(仕様) (2) 動画制作 ウ 留意事項	出演者(女性漁業者および大学生)への謝礼についてはそれぞれいくらを想定しているか。	予算の範囲内で適切な金額の支給をお願いします。なお、大学生に対しては、交通費のみを支給することとし、謝礼の支給は想定していません。
10	資料2 業務仕様書	2	3 契約に関する条件 (3) 権利の帰属等	著作権や所有権の移転に関する契約内容について、現時点で共有可能な情報や、協議で重視される点(例：二次利用の範囲、著作者人格権の扱いなど)があれば教えてください。	詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めることとします。なお、動画の二次利用については、県公式YouTubeチャンネルでの公開のほか、県が主催するイベント等での上映を想定しています。